NPO葛野スポーツクラブ 会則

(総則)

第1条

このクラブは、NPO葛野スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)と称し、所在地を横浜市泉区中田南5-15-1、横浜市立葛野小学校体育館内とする。

(目的)

第2条

クラブは学校施設を学校教育活動に支障の無い範囲において、地域住民の文化・スポーツ活動のために開放し、青少年の健全育成及び地域社会の発展、生涯学習の推進、市民の文化・スポーツ活動の振興に資することを目的とする。なお、学校行事、連合地域行事については最優先とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、クラブは次の事業を行う。

学校開放及びクラブの運営に関すること。

- 2 地域住民向けの文化・スポーツ教室など自主事業に関すること。
- 3 会員の登録受付、審査、承認及び利用調整に関すること。
- 4 会員及び学校、教育委員会等関係機関との相互連絡・調整に関すること。
- 5 会費等の管理に関すること。
- 6 その他学校開放に必要な事項に関すること。

(会員)

- 第4条 本会の会員は、葛野地域の児童・生徒または住民主体で組織されている団体・個人とする。
 - 2 団体会員及び個人会員になろうとする者は、会長に対し登録を申請し、常任理事会で 承認を得なければならない。
 - 3 団体会員及び個人会員は会費等、定められた金額を納入しなければならない。ただし、 会長が特に必要と認めるときは、これを減免することができる。
 - 4 団体会員及び個人会員は、特定の政党、宗教に偏ることなく、営利を目的とする行為 は行わない。
 - 5 団体会員及び個人会員は、各自がスポーツ保険に加入し、自己責任のもとで活動する。 本会での事故その他の補償及び責任は取り扱わないものとする。
 - 6 会員は本規約を遵守しなければならない。

(役員)

第5条 クラブは以下の役員を置き、常任理事とする。

会長 1 名、副会長若干名・事務局長 1 名・事務局員若干名・会計 1 名・会計監査若 干名・理事若干名・顧問若干名

2 会長はクラブを代表し、会務を統括する。

- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 事務局長はクラブの事務を統括する。
- 5 理事は学校開放及びクラブの運営に関する職務を分掌する。
- 6 会計はクラブ運営にかかる会計事務を行う。
- 7 会計監査はクラブの会計を監査する。
- 8 顧問はクラブの運営について必要な助言を行うものとする。
- 9 役員は総会で選出する。
- 10 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 11 役員は会員の互選により選出する。ただし、以下の団体などから選出について考慮するものとする。

登録団体、自治会・町内会代表、体育指導委員、青少年指導員、その他総会において必要と認める団体の代表

(組織)

- 第6条 クラブに総会、常任理事会、理事会を置く。
 - 2 総会は、常任理事及び理事並びに登録団体によって組織し、審議事項の議決や承認等をする。
 - 3 常任理事会は、常任理事によって組織し、本会業務の運営について協議し執行する。 また、理事の決定などを行う。
 - 4 理事会は、常任理事及び理事によって組織し、本会の活動計画及び運営について協議し、執行する。

(会議)

- 第7条 総会は1年に1度、定期に会長が招集する。ただし、3分の1以上の会員から要請があった場合は、臨時に開催しなければならない。また、開催要請があると会長が判断した時は臨時に招集することができる。
 - 2 常任理事会は、会長が必要と思われるときに随時招集することができる。
 - 3 以下の審議事項については、総会の出席者の3分の2以上の議決をもって承認等ができる。また、出席者については、委任状をもって代えることができる。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算報告に関すること。
 - (3) 会長、副会長、事務局長、監査の選任と、その他役員の承認
 - (4) 会則その他会の運営に必要な諸規則等の制定、改廃
 - (5) その他本会の重要事項

(会計)

- 第8条 本会の経費は、趣旨に賛同し会員となったものの会費、スポーツ・文化活動に関する施設の使用料及びその他の収入をもって充てる。
 - 2 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 3 会費などの管理、横浜市への電気料の納入等については事務局がこれを統括し、会 計がこれを処理する。
 - 4 会計監査は年1回以上会計監査を行う。
 - 5 その他、会費等については別に定める「会費等の細則」を準用する。
 - 付 則 この会則は平成22年10月1日から施行する。